

保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業 評価委員会 評価指標

● 評価：A（8点）、B（6点）、C（3点）、D（0点） ● 評価点数=評価×重要度

項目	評価	基準	評価 (ABCD)	重要度	評価点数	最高点	判断材料
1 業務実施方針	(1) 寄り添い型学習支援事業を取り巻く現状や理念、考え方について (寄り添い型学習支援事業への理念や考え方が優れているか。)		次のすべてに該当する。		×1.5	12	様式8-1
		A	国や本市の動向を踏まえ、生活保護世帯等の子育ての現状や課題を十分理解している。				
			学習支援や相談支援に対する理念や考え方が十分であると認められる。				
			学習支援関連事業の活動実績を十分に有すると認められる。				
		B	Aの中で、いずれか2つに該当する。				
		C	Aの中で、いずれか1つに該当する。				
	D	まったく該当しない。					
	(2) 寄り添い型学習支援事業業務実施方針について (子どもの生活環境を踏まえた学習支援事業の実施方針が適切であるか)		次のすべてに該当する。		×1.5	12	様式8-2
		A	生活保護世帯等の子どものおかれた生活環境を十分に理解している。				
			学習支援及び相談支援の実施方針が具体的に適切である。				
		実施方針を踏まえた事業運営の考え方が適切である。					
B		Aの中で、いずれか2つに該当する。					
C		Aの中で、いずれか1つに該当する。					
D	まったく該当しない。						
2 業務実施内容と実施手法	(1) 高校進学等を目的とした個別学習支援の取組について (学力・特性の把握やボランティアの活用、学習支援の体制づくり、プライバシーへの配慮等に対する考え方が優れているか。)		次のすべてに該当する。		×2	16	様式9-1
		A	対象者の学力や特性の把握について優れた工夫が見られ、課題への対処能力も優れている。				
			個々の対象者に応じたボランティアの配置や学習支援プランの立案・実施・進行管理する考え方が適切である。				
			困難な状況を抱えた対象者に寄り添い、自己肯定感を高め、モチベーションを引き出す方策が適切である。				
			対象者に対するプライバシーへの配慮についての考え方が適切である。				
		B	Aの中で、いずれか2つ～3つに該当する。				
	C	Aの中で、いずれか1つに該当する。					
	D	まったく該当しない。					
	(2) 高校進学及び高校卒業までの学習に関する相談支援の取組について (相談支援のための体制づくりやプライバシーへの配慮等に対する考え方が適切であるか。)		次のすべてに該当する。		×2	16	様式9-2
		A	対象者からの高校進学及び高校中退防止のための学習の仕方等に関する相談への対応方法が具体的に実効性がある。				
		高校卒業までの対象者への継続的相談の実施方法が具体的に実効性がある。					
		対象者に対するプライバシーへの配慮についての考え方が適切である。					
B		Aの中で、いずれか2つに該当する。					
C		Aの中で、いずれか1つに該当する。					
D	まったく該当しない。						

項目	評価	基準	評価 (ABCD)	重要度	評価点数	最高点	判断材料
2 業務実施内容と実施手法	(3) 学習支援、相談支援に関する情報の収集及び対象者への提供について (学習支援に関する情報の収集及び提供、区役所との情報共有についての考え方が優れているか。)	A	次のすべてに該当する。	× 1		8	様式9-3
			対象者が進学や進級するために必要な情報等の収集方法が具体的で実効性がある。				
			対象者に情報等を提供するための方法が優れている。				
			区役所と学習支援に関する情報共有を図りながら事業を実施できる仕組みについて優れた工夫が見られる。				
		B	Aの中で、いずれか2つに該当する。				
		C	Aの中で、いずれか1つに該当する。				
		D	まったく該当しない。				
	(4) 参加率を上げる取組について	A	非常に優れている。	× 1		8	
		B	優れている。				
		C	普通である。				
		D	まったく該当しない。				
	(5) 情報共有について	A	非常に優れている。	× 1		8	
		B	優れている。				
C		普通である。					
D		まったく該当しない。					
3 業務実施体制	(1) 業務実施体制の構築について (職員採用やボランティア確保、育成に対する考え方が優れているか。)	A	次のすべてに該当する。	× 1		8	様式10
			実施方針や運営の考え方を踏まえ、継続的な利用者対応が可能な職員体制を確保する具体的計画がある。				
			ボランティア確保のための具体的計画がある。				
			職員、ボランティアの研修計画について、実効性のある考え方となっている。				
		対象者と職員及び学習アシスタントが適切な関係を構築するための取り組みが適切である。					
		B	Aの中で、いずれか2つに該当する。				
		C	Aの中で、いずれか1つに該当する。				
		D	まったく該当しない。				
4 業務実施上の管理運営体制	(1) 業務実施における管理運営の考え方について (区役所との協働、対象者ニーズの把握、個人情報保護等情報管理についての考え方及び計画内容が適切である。)	A	次のすべてに該当する。	× 1		8	様式11
			区役所との協働、連携に対する考え方が適切である。				
			対象者の意見、要望の把握、苦情に対する対応方法が優れている。				
			個人情報保護等情報管理についての考え方及び計画内容が適切である。				
		事故防止等のリスクマネジメントについての考え方及び計画内容が適切である。					
		B	Aの中で、いずれか2つ～3つに該当する。				
		C	Aの中で、いずれか1つに該当する。				
		D	まったく該当しない。				

項目		評価点数
5 ワーク・ライフ・バランス等に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満のみ加算）	1点
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%達成（従業員が43.5人未満の場合1人雇用）	1点
	下記認定のいずれか1つ以上を取得している。	1点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	
	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	
健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、または横浜健康経営認証AAAクラスもしくはAAクラスの認証		
合 計		